

## 千葉県廃棄物等不適正処理監視委員制度に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、廃棄物等の不適正処理を未然に防止するため、千葉県廃棄物等不適正処理監視委員制度に関し、必要な事項を定めることにより、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「廃棄物等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物及び千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する土砂等をいう。

2 この要綱において「不適正処理」とは、法及び条例の規定に違反してみだりに廃棄物等を処理することをいう。

### (設置)

第3条 市は、廃棄物等の不適正処理を未然に防止するため、廃棄物等不適正処理監視委員（以下「WITH委員」という。）を設置する。

2 WITH委員は、環境保全について理解し、協力的で廃棄物行政に熱意をもつ市民のうちから市長が委嘱する。

### (定数)

第4条 WITH委員の定数及び対象区域は、別表のとおりとする。

### (任期)

第5条 WITH委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (解職)

第6条 市長は、WITH委員が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) WITH委員が辞退を申し出たとき。
- (2) WITH委員としての職務を遂行できなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が解職する必要があると認めるとき。

### (職務)

第7条 WITH委員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 不適正処理に関する市への通報
  - (2) 不適正処理の防止策に関する意見の提供
  - (3) その他市長が定める事項
- (通報の方法)

第8条 W I T H委員は、廃棄物等の不適正処理の現場を発見したときは、廃棄物等不適正処理調査票（別記様式。）により、速やかに通報するものとする。

(通報のあった場合の処理)

第9条 市長は、W I T H委員から前条の通報があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 直ちに不適正処理の現場を確認し、原因者の判明に努めるものとする。
- (2) 原状回復等のために、必要に応じ各関係機関へ連絡するものとする。

(措置)

第10条 市長は、廃棄物等の不適正処理の原因者が明らかになったときは、当該原因者に対し必要な措置をとるよう適切な指導を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

2 この要綱に基づき最初に委嘱されるW I T H委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象区域	定数	対象区域に含まれる町
川戸地区	4名以内	中央区赤井町 中央区川戸町 中央区塩田町 中央区仁戸名町 若葉区北大宮台 緑区鎌取町 緑区辺田町 緑区平山町
犢橋地区	4名以内	稲毛区長沼町 稲毛区長沼原町 花見川区内山町 花見川区宇那谷町 花見川区柏井町 花見川区こてはし台1丁目 花見川区こてはし台2丁目 花見川区こてはし台3丁目 花見川区こてはし台4丁目 花見川区こてはし台5丁目 花見川区こてはし台6丁目 花見川区犢橋町 花見川区三角町 花見川区大日町 花見川区千種町 花見川区横戸台 花見川区横戸町
白井地区	4名以内	若葉区五十土町 若葉区和泉町 若葉区大広町 若葉区川井町 若葉区北谷津町 若葉区佐和町 若葉区高根町 若葉区多部田町 若葉区中田町 若葉区中野町 若葉区野呂町 緑区高田町 緑区平川町
土気地区	4名以内	緑区板倉町 緑区大木戸町 緑区大椎町 緑区大高町 緑区越智町 緑区小山町 緑区上大和田町 緑区下大和田町 緑区高津戸町 緑区土気町 緑区小食土町
計	16名以内	



その他	
WITH委員氏名	

WITH（ウィズ）委員の愛称について

千葉県廃棄物等不適正処理監視委員の愛称は、次の意味があり、各々の語の頭文字をとって名付けたものである。

また、複雑多様化する廃棄物行政に対して、官民一体となり対処しようとする姿勢を表現している。

W : W a s t a (廃棄物)

I : I m p r o p r i e t y (不適正)

T : T r e a t m e n t (処理)

H : H e e d (監視)

WITH (・・・と共同して、・・・と一緒に)